

令和８年度第１回地域福祉推進委員会 議事（要旨）

1 日時

令和８年８月１８日（火）／１４：００～１５：４５

2 出欠席（出席１１名）

<出席>

新井委員長、保科委員、金子委員、土屋委員、森田圭子委員、黒川委員、戸嶋委員、飯塚委員、石川委員、森田いづみ委員、仲野委員

<欠席>

間中委員

3 議題

（１）第７期埼玉県地域福祉支援計画の取組状況（数値目標）について

○新井委員長

福祉避難所に関する取組について、これまでも質問や意見を申し上げているところであるが、あらためて伺いたい。

資料２では、避難行動要支援者の個別避難計画等に関する研修を実施し、部局横断で１４０名を超える職員が参加したということでＡ評価となっている。この取組自体は評価されるところであるが、個別避難計画と福祉避難所の連動性が、熊本地震でもとてもクローズアップされていて、報道でも取り上げられている。自分もその重要性を認識しているが、この点については個別避難計画等に関する研修の中で取り上げられているのか。部局間で壁があることも認識しているが、個別避難計画と福祉避難所の連動性に関して、担当課の考えがあれば説明いただきたい。

○障害者福祉推進課

個別避難計画と福祉避難所の連動性に関して、個別避難計画については高齢者福祉課が市町村へ作成を働きかけており、福祉避難所については障害者福祉推進課が市町村への働きかけを行っている。

個別避難計画は、避難支援者や避難先、必要な支援の内容などを記載しているものである。一方で、今回の熊本地震でも、福祉避難所の開設が円滑に進まなかったという現状も認識している。

要配慮者が個別避難計画に基づいて、あるいは一般避難所に避難した後に、どのように対応をしていくのか、福祉避難所に移送するにあたって、実際に備蓄の状況や必要な支援内容を適切に判断する必要がある。そのためにも、受け入れ側の福祉避難所でも個別避難計画に記載された情報をうまく活用して、福祉避難所へ移送できるような体制が整えられればと思っている。

今回の熊本地震や令和６年の能登半島地震も踏まえ、課題をあらためて確認し、埼玉県でどういったことができるのかということを研究していきたい。

○新井委員長

おそらく、埼玉県内の個別避難計画は、ケアマネジャーや相談支援事業所等がしっかり関わって、その方に必要な資材や避難経路等をしっかり協議しながら作成しているという事例は少なく、自己記入方式、つまり本人と一緒に避難していただける方を探して記入し、同意を得るといような形式が多いのではないかと感じていて、計画を作成しただけという状況になってしまっているのではないかと感じている。

福祉避難所への避難ということも含めて考えると、自己記入方式では十分に対応できないことは明らかだと思うので、ぜひ研修内容についてもさらに検討していただき、個別避難計画と福祉避難所の開設、福祉避難所におけるケアについて、しっかり市町村が検討できるような内容にしていいただければと思う。

○仲野委員

個別避難計画と福祉避難所については、市町村にとって非常に難しい課題であると認識している。個別避難計画については、対象者が非常に多く、自分も以前に高齢福祉課に在籍していた際に担当したが、高齢者だけでも相当の人数が対象になっていた。

個別避難計画の作成にあたっては、関係者を集めて、その方の状況に即した計画を作ろうとすると非常に時間がかかる。自分が担当していた際も、年間で作成できる件数は10件程度だったと思う。また、関係者を集めて話し合うときさまざまな意見が出てきて、それらを個別避難計画に落とし込んでいくことは非常に難しいと感じていた。

一方で、そうした取組を行わないで、実際に災害が発生した時に、その方を本当に支援できるのかとなるとなかなか難しいと思うので、そこは市町村にとって非常に大きな課題だと考えている。

また、個別避難計画と福祉避難所の連携は非常に重要になっている。単に福祉避難所を開設するだけではなく、どのような方を受け入れることができ、どのような支援ができるのかということまで検討していかなければならないと考えている。

ふじみ野市では、地域防災計画の中で、個別避難計画については福祉部門が主導していくこととなっており、自分たちの課題として捉えながら取り組んでいるところであるが、実際には非常に大変な業務であると強く感じている。

○金子委員

こどもの居場所の数について、資料の課題や対応策にも記載があるが、今後は地域ネットワークづくりを促進するなどの安定的な運営の推進が非常に重要であると考えており、県社会福祉協議会としてもしっかり取り組みたいと思っている。

一方で、数は増えているものの、目標の800か所は小学校区に1か所ということで設定されていると思うが、実際に小学校区ごとに1つという形で、身近な場所に設置されているのか、少し精査した方がよいのではないかと考えている。既に精査しているのかもしれないが、同じ小学校区に2か所、3か所とある一方で、なかなか身近なところになくて参加できないという子どもたちもいると思うので、その点についてどのように考えているか伺いたい。

○こども支援課

こどもの居場所については、どうしても設置場所に一定の偏りがあるが、実際に小学校区ごとに1か所設置されているかという検証は、現時点ではできていないため、今後、実施について検討していきたい。

○金子委員

こどもの居場所が身近なところにあるかどうかということで検証が必要かと思うので、よろしく願いしたい。

○新井委員長

生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率について、町村部では達成しているものの市部ではなかなか達成が難しいという話があったが、施策を進める上での課題等について、各委員で何か意見や考えがあれば伺いたい。

○土屋委員

自分は、アスポート事業という生活困窮世帯の小中高校生に向けた学習支援事業を、26市と埼玉県から委託を受けて実施しているが、この指標に関しては、まず生活保護世帯の母数が明確でないと感じている。生活保護世帯の中学3年生が40市23町村に何人いるのか、またその年次推移が明確でないと、母数に対して何割が利用したのかが明らかにならないと思っている。

2010年にアスポート事業を始めた時、自分が聞いていたところでは中学生の1年生から3年生まで合わせて2,300人くらいが生活保護を受けていたが、一昨年くらいに聞いたところでは1,200人くらいまで減少していた。なぜ減少したのかは分からないが、残った1,200人は非常に困難な状況にある世帯だと感じている。そのような状況の中で「来てください」と呼び掛けても、ほとんど参加にはつながらないので、家庭訪問を行うしかないというのが、現場での実感である。

市が事業の実施主体なので、県として各市にどのように助言や働きかけを行うかが重要である。資料にあるとおり、県と県から委託を受けている自分たちは70%を超える利用率を達成しており、「このような手法で取り組みましょう」という研修も行っている。特に大きな市での参加が課題とされているが、実は川越市の事業利用率は非常に高く、川越市の担当者は夏休み期間中に全世帯訪問を実施しているそうである。少し率直な言い方になるが、担当者次第という部分も大きいかと思っている。

自分たちが受託しているふじみ野市では、生活保護世帯の進路選択支援事業が一昨年頃から始まっており、これは生活保護世帯を全戸訪問するという事業であるが、こういった事業を導入している市では事業利用率が高くなっている傾向があり、少なくともふじみ野市では同意書取得ベースで100%を目標としており、利用率も大きく向上している。やりましょうとアピールするだけでなく、国の事業を活用してみませんかといった働きかけも今後は必要なのではないかと考えている。

最後に、この目標については、達成が難しいからといってなくしてしまうのではなく、達成できないならば、どうすれば達成できるのかを考え続けることが重要だと思っている。

○新井委員長

この目標値の母数に関して、委員間で共有できればと思うので、事務局から補足説明をお願いしたい。

○社会福祉課

母数の全県における生活保護世帯の中学3年生の人数は、令和7年度では約500人となる。この母数に基づいて、利用率を計算している。

○新井委員長

評価にあたっては、全体の母数も踏まえたパーセンテージでの理解ができるとよいと思うので、今後の資料作成の際には検討いただきたい。

○森田圭子委員

大きな自治体ほど難しいという点について、川越市では全戸訪問を行う取組ができており、利用率の向上につながっているという話があったが、やはり大規模な自治体においては、どのような取組が目標値の達成につながるのかを整理していくことが重要だと思う。自治体も限られた人員で対応していると思うので、優先順位をつけながら、どのような施策が効果的なのかを洗い出した上で事業を進めていくということが次の計画に反映されるとよいのではないかと考える。

自分が行っているホームスタートの取組などでも、大きな自治体では支援が届きにくいという課題があるので、こういった施策が有効かを検討していくことが非常に重要だと思っている。

○新井委員長

担当者レベルでのロールプレイを含めた実践的な研修ももちろん重要であるが、話を伺っていると、訪問などの取組にリソースを割けるような市町村の組織体制が必要だと感じる。担当者レベルの取組に留まらず、市の担当部門としてしっかり取り組める体制を構築してもらうための働きかけが重要だと思うので、今後の施策の推進にあたっては、そういった観点も踏まえて取り組んでいただければと思う。

○飯塚委員

ケアラー支援の推進に関して、50代になる精神障害の息子を抱えている親というケアラーの立場から話をさせていただきたい。埼玉県はヤングケアラーの支援について全国に先駆けて取り組んできて、とてもよいことだと思っている。

一方で、障害のあるこどもを支えながら、何とかしなければと思って生きてきた立場から見れば、なかなか障害を受け入れられない方や、問題が起きて精神科には通院するけれど、外に向かって助けを求めることができない方が少なくなく、相談事業を通じてもそうした状況が見えている。

そういった、地域で孤立し、家族がぎりぎりまで支えなければならないという考えのもとで四苦八苦している方々を、何とか地域で支えられるようにするとともに、早期に

助けを求めるという意識を持っていただけるような働きかけをぜひ行政に進めていただきたい。医療機関などにも働きかけて、取組を広げる努力をしていくということであるが、そのあたりをやはり進めていただきたいと思っている。

○新井委員長

高齢期になってからも障害のある方を支えている方が今も数多くいて、親がこどもを殺めてしまうような痛ましい事件も後を絶たない。ケアラー支援という枠組みの中で、親が高齢期を迎えてもなお障害のあるこどものケアを担っている現状も、しっかりと捉えて検討していただきたいという意見として承った。

○森田いづみ委員

ケアマネジャーとして利用者宅を訪問させていただくと、80代の夫が同年代の認知症の奥様を介護しているという現状があり、近所の方々による手助けというものが、大変希薄になっていると感じている。介護保険だけでは賄えない部分が結構多くなっているので、自治体や身近なところで手助けができるような仕組みや制度が必要になっているのではないかと常を感じている。

高齢者同士の介護では判断力や身体機能も低下しているので、大学生や高校生などの若い世代による支援をどのように地域に取り入れていくことができるのかということを訪問のたびに考えさせられている。

○新井委員長

鶴ヶ島市等では地域のごみ出し支援を中学生のボランティアが担ったりしていて、若い世代の力を生かした取組をしている事例があるので、そういった事例を共有し、それぞれの自治体や社協で取り組めるような形ができればよいと思う。

○仲野委員

先ほどの学習支援の話に戻ってしまうが、土屋委員からも話があったように、ふじみ野市では進路選択支援事業も彩の国こども・若者支援ネットワークへ委託し、中学3年生を中心に学習支援教室の参加につなげる取組を進めている。

先ほどの川越市の事例でも担当のケースワーカーが頑張っていて、こどもたちに学習支援を進めているということであったが、専門職のケースワーカーではなく、3科目主事のケースワーカーが非常に多い中で、技術的な部分もしっかり習得しなければ、ケースワーカーの仕事はなかなか難しいと感じており、個人的には大きな課題と考えている。そこで今年度は、その技術的な部分に関して、福祉事務所内のケースワーカーを対象に、3回のソーシャルワーク研修等を実施しながら、このようなこどものいる世帯への支援の重要性を伝えた上で、学習支援教室へ促すようにしており、まだまだ課題はあるものの、そのように取組を進めているところである。

また、学習支援教室は、本人が参加したくても保護者の同意を得られなければ参加が難しいので、そこがもう一つの大きな課題として感じているところである。

○新井委員長

先ほど、森田委員の話を受けて、自治体内での体制整備の重要性について言及したところであるが、自治体における人員の確保や研修の充実も合わせて取り組んでいく必要があるという意見として承った。

○こども支援課

先ほど金子委員から御質問いただいたこどもの居場所の数に関して訂正をさせていただきたい。小学校区ごとの設置数についてデータを取っており、最新値のこどもの居場所の数の826に対して、現在784の小学校区のうちこどもの居場所が設置されている小学校区は426であり、充足率は54.3%と半分を少し超える割合となっている。

こどもが自分の足で通える範囲に居場所があることが重要であるという観点からすると、十分な水準に達しているとは言えず、今後も整備を進めて、できるだけこどもたちが身近な場所を通うことができるよう取組を進めてまいりたい。

○新井委員長

よろしければ、この充足率についても、取組の効果・課題・対応策の欄に数字を記載いただき、認識を共有できればと思う。

それでは、これまでの議論を踏まえ、来年度も引き続き評価を実施していただくことになるが、評価の視点として、各委員の意見を十分に踏まえて進めていただきたい。

また、本日の議論も踏まえて、次期計画における目標や施策の柱、さらには目標の実現に向けた取組について検討いただければと思う。

(2) 地域福祉に関する基礎調査結果について

(3) 第8期埼玉県地域福祉支援計画骨子(案)について

○新井委員長

次期地域福祉支援計画の策定にあたっては、作業部会を開催して議論いただいているところであり、作業部会長として保科委員から作業部会の様子や議論について、発言をお願いしたい。

○保科委員

概ね事務局から説明のあったとおりではあるが、印象に残ったものとしては、インフレなどの影響で、これまで実施できていた取組が継続しにくくなっているという意見である。そうした状況に対して、例えば予算を増やして対応するのか、あるいは住民同士のネットワークや企業等にも協力していただきながら乗り越えていくのかなど、様々な方法が考えられると思うが、難しい課題であると個人的に感じていたので報告させていただく。

○新井委員長

経済の状況に伴い、地域住民と公的機関の役割分担をどのように考えていくかという課題であると受け止めた。

○森田圭子委員

骨子案の主な施策の説明に、「こども食堂やフードバンクに取り組んでいるNPO・ボランティア団体等との連携の強化」という記載があるが、自分も団体としてホームスタートや訪問支援、学習支援を行っており、子育て支援として活動しているNPO・ボランティア団体はこども食堂とフードバンクに限られるものではない。こどもの意見を取り上げるこども主体のイベントなど、現在の制度や子育ての方針に則って、いろいろな活動をしている団体があると思うが、なぜこのような限定した記載としているのか理由を伺いたい。

○事務局

現行計画の「子供の貧困に対する取組の強化」の項目を、そのまま引き継いでしまったため、このような記載となっているが、これに関しては作業部会においても、プレーパークなどの活動についても考慮いただきたいという要望をいただいたところである。この限定した書きぶりについては修正する必要があると感じているので、いただいた意見を踏まえて修正させていただきたい。

○森田圭子委員

プレーパークだけでなく、様々な活動が含まれるような書きぶりにしていただければと思う。

○新井委員長

熊本県の被災地の事例であるが、こども支援や家庭支援に関わるNPOや団体が、県内における関係団体同士の横のつながりで、定期的にオンライン会議を行いながら支援活動を展開しているという話を伺った。連携という点では、日頃からの関係づくりが重要であると思うので、幅広い子育て支援団体との連携という観点から、記載内容を検討いただきたい。

○金子委員

頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関して、柱2（2）「地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充」の中で「地域から孤立しがちな頼れる身寄りがいない高齢者等の見守りや支援」と記載しているが、頼れる身寄りがいない高齢者等の問題は、家族や親族による支援機能の代替が本質的な課題となっている。地域が全く関係ないわけではないが、地域の助け合いだけでは対応できるものではなく、その観点からすると、この内容を「地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充」の項目に位置付けることには、少し疑問がある。

これから成年後見制度が終身制でなくなり、その代替として身寄りのない高齢者等への支援政策がクローズアップされてくることを想像すると、成年後見や権利擁護の項目にまずは位置づけていくということも考えられると思う。この部分に関しては個人的に違和感がある。

もう一点、参考資料2について、細かい点であるが、柱5の「苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実」の項目の主な取組が「適切な福祉サービスの提供のために」と文章として途中で切れているような書きぶりであるが、この記載で問題ないか確認したい。

○事務局

頼れる身寄りがいない高齢者等については、法改正を踏まえた重要な課題として骨子案に反映したところであるが、いただいた意見を踏まえ、あらためて精査させていただく。また、「適切な福祉サービスの提供のために」という文言については、現行計画の文言をそのまま活用したものであるが、違和感のある部分ではあるので、こちらも精査させていただきたい。

○土屋委員

二点あって、一点目は細かい点だが、柱4の4「こどもの貧困に対する取組の強化」に関して、法律の名称が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更されている。内容自体は大きくは変わっていないが、計画上の記載も法律に合わせて、「こどもの貧困解消への取組の強化」などの表現に変えてもよいのではないかと感じた。

二点目は、柱4の8「配慮が必要な方への支援」の「外国人への支援」についてである。

外国人に関することについては、最近様々なところで課題があり、例えば自分たちが関わった事例では、小学生が転校する際に転校先との調整がうまくいかず、元の学校に戻ろうとしたところ、すでに除籍されていたため、小学校を卒業した扱いにならず、その後、中学校に入るためには15歳になっても小学5年生から学び直さなければならないということが起こっている。

一方で、外国人は全員配慮が必要なのかと考えると、福祉的視点からすると、地域で配慮を必要とせずに暮らしている外国人も数多くいるわけで、社会教育の分野ではそのような外国人住民の方に母国の料理を紹介していただくなどして地域における相互理解を深める取組が行われている。福祉的支援が必要な外国人という視点より、外国人住民とどのように地域で相互理解を深めながら共生していくかというもう少し大きな視点で捉えられるとよいと感じる。

外国人に関する記載は「配慮が必要な方への支援」と「介護、保育等サービス人材の確保等」に限られており、取組も主に国際課が担っていると思うが、福祉の視点から外国人住民をどのように捉えていくか、もう少し検討する余地があるのではないかと感じたところである。

○事務局

こどもの貧困については、いただいた御意見を踏まえて修正させていただきたい。

外国人の支援については、現在、国際課において多文化共生推進プランの改定を行っているところであり、当該計画との整合性を図りながら、記載内容を検討させていただければと思う。

○飯塚委員

先ほども話したが、息子の障害と向き合いながら、この30年間、障害者支援の活動を行ってきたことを振り返ると、作業所があって、そこに参加できればよいというだけでは不十分であり、本人一人ひとりのニーズや状況にしっかりと寄り添った支援がなければ、満足のいく社会参加につながらず、結果として引きこもりの状態になってしまうのではないかと考えている。

自分がいつまで支えられるか分からない中で、息子には外部の支援を受けながら生活していけるようになってほしいと願っているが、安心して利用できる住まいもなかなかなく、苦慮している。障害のある方が社会参加し、地域で暮らしていくための施設などを今後も充実させていただきたいというのが、一家族としての思いである。

○新井委員長

地域福祉支援計画については、法律の改正等が積み重なっていくことで、徐々に辞典のようなものになりつつあり、埼玉県の地域福祉として何を重点的に進めていけばよいのかが見えにくくなっている側面が、近年さらに強まっているのではないかと考える。

今回の改定は、基本的には現行計画の枠組みを大きく変えない方向で議論が進められているが、その一方で、国からは新たな施策や取組を計画に位置付けるよう求められている。本計画については、柱を設定し、体系的に評価を行う形が定着しているが、今後を考えると、この計画に膨大な事業を紐付けることの意図や意義をあらためて考える必要があるのではないかと考える。個別分野の計画においてもしっかりと検証がされている中で、地域福祉支援計画としてどのような点を重点的に押さえる必要があるのか整理しておかないと、計画がさらに膨大なものになってしまうのではないかと率直に感じている。

もう一点、先ほど土屋委員から意見のあった外国人に関する課題についてであるが、これは今後の地域福祉支援計画を考える上で一つの突破口になるのではないかと感じた。外国人をめぐる課題は、差別や偏見の問題、労働者としての側面、子どもや貧困の問題など、多岐にわたっている。これまでのように「外国人への支援」という項目の中で、国際化という枠組みにとどめて整理するだけでなく、より幅広い視点で、労働者としての側面、差別や偏見の問題、こどもの貧困や学習支援の問題など、それぞれとの関連を意識しながら整理していく必要があるのではないかとあらためて感じたところである。

○黒川委員

認知症については、県民の誰もが今後関わる可能性があり、あるいは既に身近に関わっている課題だと思う。個別の分野別計画における内容になるかもしれないが、認知症についての普及啓発・本人発信支援の取組が重要だと考えている。例えば、認知症にな

ってもできることはたくさんあるということを自らの言葉や活動を通じて発信されているオレンジ大使の方々が埼玉県にもいるので、そのような活動を紹介するなどして、認知症になったら何もできなくなるという従来のイメージを払拭し、新しい認知症観を広めていけるとよいのではないかと。そういったキーワードなども盛り込んで、認知症になっても怖くない、誰もがなり得るものだということを周知していただければと思う。

また、「認知症バリアフリーの推進、社会参加の機会の確保」に関しては、地域の企業や各種団体の方々との協力や連携が不可欠と考えるので、このあたりも丁寧に計画に盛り込んでいただければと思う。

○森田圭子委員

先ほど土屋委員と新井委員長からも話があったが、外国人に関しては、埼玉県では全国的にも先行して課題が顕在化していることもあるので、「配慮が必要な方への支援」という位置付けだけでなく、もう少しベースとなる部分から検討していく必要があるのではないかと感じている。

義務教育の現場では、外国にルーツのある子どもと日本人の子どもが共に学ぶ中で既に様々な影響が起こっており、ともに育ち、生きていく過程では、差別や偏見などといった問題が後々大きな影響を及ぼすことが明らかになりつつある。次期計画においては、もう少しベースの部分で、全体的に見ていく必要があるのではないかとと思う。

もう一点は、A IやI Tに関してである。地域福祉の推進を支援する計画という観点から考えると、今後ますますデジタル化が進み、A Iの活用が進む中で、地域福祉の推進にA IやI Tをどのように捉えて、計画に位置付けていくのか、そろそろ検討していく必要があるのではないかとと思う。現時点で具体的な内容を思い描けているわけではないが、発言させていただいた。

○新井委員長

森田圭子委員の話にあったとおり、この計画は支援計画という位置づけである。

県の視点としては、市町村の支援をすることと、公益的な活動を行うN P OやN G O、市町村の区域を超えて活動している民間団体等をサポートすることが重要であり、そうした主体に対して、行政機関だけでなく、広域的に活動している企業等の力も借りながら取組を進めていくことが、この支援計画が持つ意味合いだと思っている。

市町村事業そのものの細かい部分に目が向きがちであるが、支援計画であるということとをあらためて意識しながら、今日的な課題をしっかりと見据え、引き続き議論を深めていければと思う。

本日は資料も多く、特に調査結果などについては十分に議論する時間もなかったので次回委員会までに、何か御意見等があれば、ぜひ事務局に伝えていただき、計画骨子や具体的な計画の策定にあたって、事務局で参考にさせていただきたい。委員の皆様の御協力をお願いできればと思う。

以上で本日の議事は終了とさせていただきます。